三　施行期日等

1　この法律の施行の際現に効力を有する普通免許状及び特別免許状であって、改正前の教育職員免許法の規定により有効期間が定められたものについては、この法律の施行の日以後は、有効期間の定めがないものとした。（附則第三条関係）

2　この法律は、令和四年七月一日から施行することとした。ただし、一については令和五年四月一日から施行することとした。

◇公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（法律第四一号）（金融庁）

一　公認会計士法の一部改正関係

1　業務補助等の期間の見直し

公認会計士の資格要件のうち業務補助等の期間を二年以上から三年以上に改めることとした。（第三条関係）

2　公認会計士名簿の登録事項の見直し

公認会計士名簿に登録を受けなければならない事項として、勤務先その他の所定の事項を規定することとした。（第一七条関係）

3　公認会計士の登録の抹消に係る規定の整備

公認会計士が、所定の期間以上の期間にわたり継続的専門研修を受講していないとき、二年以上継続して所在が不明であるとき等に該当する場合には、日本公認会計士協会は、資格審査会の議決に基づき、当該公認会計士の登録を抹消することができることとした。（第二一条関係）

4　監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

監査法人の社員の配偶者が会社等の役員等であるために当該監査法人の監査証明業務が制限されることとなる社員を、当該会社等の財務書類について当該監査法人が行う監査証明業務に関与する社員その他の社員に限ることとした。（第三四条の一一第一項関係）

5　上場会社等の財務書類の監査証明業務に係る登録制度の整備

㈠　登録制の導入

(1)　公認会計士及び監査法人は、日本公認会計士協会による上場会社等監査人名簿への登録を受けなければ、上場会社等の財務書類について監査証明業務を行ってはならないこととした。（第三四条の三四の二関係）

(2)　上場会社等監査人名簿への登録に係る所要の規定を定めることとした。（第三四条の三～第三四条の三四の一二関係）

㈡　業務に関する規定の整備

(1)　上場会社等監査人名簿への登録を受けた公認会計士が上場会社等の財務書類について監査証明業務を行うときは、やむを得ない事情がある場合を除き、上場会社等監査人名簿への登録を受けた監査法人と共同して行うこと、又は所定の数以上の他の登録を受けた公認会計士と共同し、かつ、当該他の公認会計士の数と補助者として使用する他の公認会計士の数の合計が所定の数以上であることのいずれかの要件を満たさなければならないこととした。（第三四条の三四の一三関係）

(2)　上場会社等監査人名簿への登録を受けた者は、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制を整備しなければならないこととした。（第三四条の三四の一四関係）

㈢　罰則

上場会社等監査人名簿への登録に関し、所要の罰則規定の整備を行うこととした。（第五二条の二、第五三条第一項及び第五五条の四関係）

6　日本公認会計士協会の会則記載事項の追加

日本公認会計士協会の会則記載事項として、会計に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定を追加することとした。（第四四条第一項関係）

7　公認会計士・監査審査会による立入検査等の権限の見直し

金融庁長官から公認会計士・監査審査会に委任する監査法人等に対する立入検査等の権限の範囲を見直すとともに、金融庁長官が自ら当該権限を行使することを妨げないこととした。（第四九条の四第二項関係）

8　その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　金融商品取引法の一部改正関係

上場会社等は、その財務計算に関する書類及び内部統制報告書について、上場会社等監査人名簿に登録を受けた公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないこととした。（第一九三条の二第一項及び第二項関係）

三　施行期日等

1　施行日における業務補助等の期間が二年以上である者の公認会計士の資格に係る規定の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二条関係）

2　この法律の施行の際現に上場会社等の財務書類について監査証明業務を行っている公認会計士及び監査法人は、施行日から起算して一年六月間は、上場会社等監査人名簿への登録を受けることなく、当該業務を行うことができることとした。（附則第三条関係）

3　公認会計士法の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととした。

4　その他所要の経過措置等を定めることとした。

5　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（法律第四二号）（環境省）

1　土地への立入り等の権限の拡充

主務大臣及び国の関係行政機関の長（以下「主務大臣等」という。）並びに主務大臣の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体の長は、特定外来生物の防除の必要性の判断等に必要な情報を収集するための調査に必要な限度において、その職員等に、他人の土地等に立ち入り、調査を行わせることができることとした。（第一三条第一項及び第一八条第四項関係）

2　輸入品の検査等の権限の強化

主務大臣が行う、特定外来生物又は未判定外来生物が付着等しているおそれがある輸入品又はその容器包装（以下「輸入品等」という。）の検査等において、当該輸入品等の所在する土地又は施設を当該検査等の対象に追加すること等とした。（第二四条の二第一項及び第二項関係）

3　特定外来生物の防除

㈠　防除の原則

特定外来生物の防除の原則を定めることとした。（第一〇条の二関係）

㈡　主務大臣等による防除

主務大臣等は、未定着の特定外来生物による生態系等に係る被害の発生、分布が局地的である特定外来生物のまん延及び生物多様性の確保上重要な地域における特定外来生物による生態系に係る被害の発生の防止の必要があるとき等において防除を行うこと等とした。（第一一条～第一三条関係）

㈢　地方公共団体による防除

(1)　都道府県は、我が国で定着が既に確認されている特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該特定外来生物による生態系等に係る被害の状況その他の事情を勘案して特定外来生物の防除を行う必要があると認めるとき等において防除を行うこと等とした。（第一七条の二及び第一七条の三関係）

(2)　市町村は、その行う特定外来生物の防除について、防除の内容について主務省令で定める基準に適合している旨の主務大臣の確認を受けられること等とした。（第一七条の四～第一七条の六関係）

㈣　国及び地方公共団体以外の者による防除

国及び地方公共団体以外の者は、特定外来生物の防除について、㈢の(2)の基準に適合している旨の主務大臣の認定を受けられること等とした。（第一八条～第二〇条関係）

4　要緊急対処特定外来生物への対策の強化

㈠　特定外来生物のうち、まん延した場合には著しく重大な生態系等に係る被害が生じ、国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、当該特定外来生物又はその疑いのある生物を発見した場合において検査、防除その他当該特定外来生物の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要があるものを、要緊急対処特定外来生物として政令で定めることとした。（第二条第三項関係）

㈡　主務大臣は、2の検査の対象となる輸入品等又は移動施設に要緊急対処特定外来生物の疑いがある生物が存在等しているときは、所有者又は管理者に対し、当該検査対象の移動禁止命令等をできることとした。（第二四条の二第二項関係）